

報道機関各位

記者発表資料

平成21年10月14日(水)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都立川市羽衣町一丁目19番2号

(2) 名 称 丸信株式会社(代表取締役 横江 一夫)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年10月8日

4 処分理由

丸信株式会社及び同社の役員は、法第16条の規定に違反し、平成20年3月24日八王子簡易裁判所における裁判にて、同年4月8日付け罰金100万の刑が確定し、同日、刑の執行が終了したことにより、法第14条第5項第2号イ及びニに規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。